

この規定は、お客さまと株式会社北海道銀行・道銀カード株式会社との間の取り決めについて定めるものです。

道銀キャッシュ・クレジットカード(道銀VISA)規定

1 【道銀キャッシュ・クレジットカード(道銀VISA)】

- (1)道銀キャッシュ・クレジットカード(道銀VISA)(以下「道銀キャッシュ・クレジットカード」といいます。)とは、株式会社北海道銀行(以下「当行」といいます。)の普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。)のキャッシュカード(ただし「キャッシュカード規定」所定の代理人カードは除くものとします。)としての機能(「キャッシュカード規定」および「デビットカード取引規定」等により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。)と、道銀カード株式会社(以下「当社」といいます。)のクレジットカードとしての機能(「道銀VISAカード会員規約」(以下「会員規約」といいます。)により定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます。)を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいうものとします。なお、道銀キャッシュ・クレジットカードの表面には、「道銀キャッシュ・クレジットカード」と表示するほか、氏名(ローマ字表示)、クレジットカード機能の会員番号・有効期限およびキャッシュカード機能の普通預金口座番号等が表示されるものとします。
- (2)「普通預金規定」、「総合口座規定」、「キャッシュカード規定」、「ICキャッシュカード特約」、「デビットカード取引規定」、会員規約および本規定等を承認のうえ、当行および当社に道銀キャッシュ・クレジットカードの利用を申し込み、当行および当社が認めた者(以下「利用者」といいます。)に対し、当行および当社は、「キャッシュカード規定」により発行されるキャッシュカード(以下「キャッシュカード(普通預金)」といいます。)および会員規約により発行されるクレジットカード(以下「道銀VISAカード」といいます。)に代えて、道銀キャッシュ・クレジットカードを発行し貸与するものとします。
- (3)クレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座(以下「決済口座」といいます。)は、当該道銀キャッシュ・クレジットカードの普通預金口座とするものとします。

2 【道銀キャッシュ・クレジットカードの所有権】

- (1)道銀キャッシュ・クレジットカードの所有権は当行および当社に帰属するものとし、道銀キャッシュ・クレジットカードは利用者に貸与されるものとします。
- (2)道銀キャッシュ・クレジットカードを貸与された利用者は、直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。
- (3)利用者は善良なる管理者の注意をもって道銀キャッシュ・クレジットカードの使用・保管・管理を行うものとします。また、利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカードについて、他人に譲渡・質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、

占有または使用させることはできないものとします。

3 【既存の道銀VISAカードの取扱い】

- (1)前記1(2)に基づいて道銀キャッシュ・クレジットカードが発行された場合において、利用者が道銀キャッシュ・クレジットカードに一体化された道銀VISAカードと同一種別の道銀VISAカード(以下「旧同種道銀VISAカード」といいます。)を既に貸与されている場合には、道銀キャッシュ・クレジットカード発行日以降の当社所定の日に旧同種道銀VISAカードは無効となるものとします。
- (2)前記1(2)に基づいて道銀キャッシュ・クレジットカードが発行された場合において、利用者の旧同種道銀VISAカードに付帯する家族カードおよびリボカードを既に貸与されている場合には、道銀キャッシュ・クレジットカード発行日以降の当社所定の日に旧同種道銀VISAカードに付帯する家族カードおよびリボカードは無効となるものとし、新たに道銀キャッシュ・クレジットカードに一体化されたクレジットカード機能に付帯する家族カードおよびリボカードを自動的に発行するものとします。
- (3)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカードの貸与を受けたときは旧同種道銀VISAカードを、また道銀キャッシュ・クレジットカードに付帯する新たな家族カードおよびリボカードの貸与を受けたときは旧同種道銀VISAカードに付帯していた家族カードおよびリボカードをそれぞれ速やかにハサミ等で切断のうえ、廃棄するものとします。

4 【道銀キャッシュ・クレジットカードの発行】

道銀キャッシュ・クレジットカードの発行は、当行または当社、あるいは当行または当社が指定する第三者に委託して行うものとします。

5 【道銀キャッシュ・クレジットカードの取扱い】

- (1)利用者は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器(以下「自動機」といいます。)において道銀キャッシュ・クレジットカードを利用する場合は、道銀キャッシュ・クレジットカード表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。

- (2)利用者が、道銀キャッシュ・クレジットカードのデビットカードとしての機能(「デビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。)およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において道銀キャッシュ・クレジットカードを利用する場合には、道銀キャッシュ・クレジットカードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。
- (3)前記1(1)および(2)において、利用者が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、利用者が負担するものとし、また利用者は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

6 【道銀キャッシュ・クレジットカードの有効期限】

- (1)道銀キャッシュ・クレジットカードの有効期限は、当

行および当社の所定の日とします。

- (2)当行および当社は、カード有効期限までに退会の申し出がなく、かつ、当行および当社が引き続き利用を認めた場合、有効期限を更新した新たな道銀キャッシュ・クレジットカード(以下「更新カード」といいます。)を発行し貸与するものとします。
- (3)更新前の道銀キャッシュ・クレジットカードのキャッシュカード機能は、利用者が更新カードのキャッシュカード機能を利用した後、失効するものとします。
- (4)利用者は、更新カードの貸与を受けたときは、速やかに更新前の道銀キャッシュ・クレジットカードをハサミ等で切断のうえ、廃棄するものとします。

7 【道銀キャッシュ・クレジットカードの喪失等】

- (1)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカードが紛失・盗難・詐取・横領等(以下併せて「喪失等」といいます。)にあった場合には、直ちにその旨を当行および当社に通知し、最寄りの警察署に届出を行うものとします。

- (2)喪失等の通知を当行が受けた場合には、当行がキャッシュカード機能を停止するものとします。また喪失等の通知を当社が受けた場合には、当社がクレジットカード機能を停止するものとします。

- (3)前記(2)にかかわらず、当行および当社のいずれかに喪失等の通知があった場合、任意に当行がキャッシュカード機能を、当社がクレジットカード機能をそれぞれ停止することができるものとします。これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

- (4)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカードが喪失等にあった場合には、前記(1)の通知のほか当行に所定の書面により届出を行うものとします。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

- (5)道銀キャッシュ・クレジットカードの喪失等により生じた損害の処理については、利用者と当行との間では「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」等を、利用者と当社との間では会員規約を、それぞれ適用することとします。

8 【届出事項の変更】

- (1)利用者は、住所、氏名、電話番号、勤務先等いっさいの届出事項について変更があった場合またはキャッシュカード(普通預金)の暗証番号もしくは決済口座を変更する場合には、遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。利用者が届け出た変更事項(キャッシュカード(普通預金)の暗証番号の変更を除く。)は、当行から当社へ連絡し、これをもって会員規約に定める届出があつたものとします。

- (2)クレジットカード機能の暗証番号を変更する場合は、利用者は遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。

- (3)前記(1)のうち氏名に変更があつた場合、または決済口座を変更する場合には、利用者は当該道銀キャッシュ・クレジットカードを併せて当行に提出するものとし

ます。なお、これにより新たに道銀キャッシュ・クレジットカードが交付されるまでの間、利用者が道銀キャッシュ・クレジットカードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

9 【道銀キャッシュ・クレジットカードの機能分離等】

- (1)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカードについて次のことを行う場合には、当行に所定の書面により申込または届出を行うものとします。利用者が提出出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって会員規約に定める申込または届出があつたものとします。なお、この場合、道銀キャッシュ・クレジットカードを分離するか、道銀キャッシュ・クレジットカードの機能のいずれか一方または双方が利用できなくなります。

- ①道銀キャッシュ・クレジットカードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカード(普通預金)と道銀VISAカードの発行を希望する場合

- ②道銀キャッシュ・クレジットカードのキャッシュカード機能の利用を取りやめ、道銀VISAカードの発行を希望する場合

- ③道銀キャッシュ・クレジットカードのクレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカード(普通預金)の発行を希望する場合

- ④道銀キャッシュ・クレジットカードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能の両方の利用を取りやめる場合

- ⑤決済口座を解約する場合

- (2)前記(1)の場合、当該道銀キャッシュ・クレジットカードを当行に提出するものとします。なお、新たにキャッシュカード(普通預金)または道銀VISAカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

- (3)前記(1)の①、③については、利用者の申出に基づき当行がキャッシュカード(普通預金)を発行するものとします。

- (4)前記(1)の①、②については、当社が審査のうえ、承認した場合に道銀VISAカードを発行するものとします。

- (5)前記(1)の⑤については、利用者が当社所定の方法により道銀VISAカードの発行申込をし、当社が審査のうえ承認した場合に道銀VISAカードを発行するものとします。

10 【道銀キャッシュ・クレジットカードの種別変更等】

- (1)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカードのクレジットカード機能のうち道銀VISAカード種別の変更を申し込む場合には、当行に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって道銀VISAカード種別の変更の申込が当社にあつた

ものとします。

(2)前記(1)に基づいて、新たに道銀キャッシュ・クレジットカードが発行された場合には、利用者が貸与されていた道銀キャッシュ・クレジットカードのクレジットカード機能については、道銀キャッシュ・クレジットカード発行日以降の当社所定の日に失効するものとします。

(3)種別変更前の道銀キャッシュ・クレジットカードのキャッシュカード機能は、利用者が種別変更後の道銀キャッシュ・クレジットカードのキャッシュカード機能を利用した以後、あるいは利用しない場合も当行所定の日に失効するものとします。なお、種別変更後の道銀キャッシュ・クレジットカードの貸与を受けたときは、速やかに種別変更前の道銀キャッシュ・クレジットカードをハサミ等で切断のうえ、廃棄してください。

11【クレジットカード機能の一時停止等】

(1)利用者が本規定または会員規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合には、当社はクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。

(2)当社が前記(1)によりクレジットカード機能の一時停止を行った場合および会員規約に定める会員資格の取消を行った場合(以下併せて「一時停止等の場合」といいます。)には、同時にキャッシュカード機能を停止できるものとし、当行はキャッシュカード(普通預金)を発行し貸与するものとします。

(3)一時停止等の場合に、当行から新たに当行所定のカードが交付されるまでの間、利用者がキャッシュカード機能を利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

(4)一時停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等をすることなく、当行および当社の自動機や当社の加盟店等を通じて、道銀キャッシュ・クレジットカードを回収することができるものとします。利用者は、当行または当社からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

12【再発行手数料等】

(1)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカードの再発行を申し込む場合には、当行に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって会員規約に定める届出があつたものとします。

(2)当行および当社が、道銀キャッシュ・クレジットカードの再発行または前記9に定める機能分離等に応じるときは、当行および当社所定の手続をした後に道銀キャッシュ・クレジットカードまたは当行所定のカードもしくは道銀VISAカードを再発行または発行します。

(3)前記(2)に定めるカードが再発行または発行される場合には、利用者は、当行および当社所定の手数料を支払うものとします。

13【情報の管理および同意】

(1)利用者は、当行および当社がその相手方に対して、または当行もしくは当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、道銀キャッシュ・クレジットカードの発行、交付、その他道銀キャッシュ・クレジットカードの業務を遂行するのに必要な範囲において決済口座番号、道銀VISAカード会員番号等の利用者情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。

(2)利用者は、当行と当社との間において、以下の目的・範囲内で、利用者に関する属性、信用状況の照会または情報の提供もしくは交換が行われることについて、あらかじめ同意するものとします。

①目的

道銀キャッシュ・クレジットカードの発行・交付、および当行並びに当社が利用者の管理を行うため

②情報の範囲

本申込書等に記載された利用者の属性情報(住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先など)およびその変更内容、決済口座番号、クレジットカード会員番号、道銀キャッシュ・クレジットカードについての利用者に関する情報(当社の審査結果・会員資格の取消の事実等)、利用者と当行および当社との取引内容

(3)当行、当社および情報処理・事務処理を委託する第三者は、提供を受けた利用者の情報を、厳正に管理するものとします。

14【目的範囲内の情報提供および同意】

(1)利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当社が当行に提供することにあらかじめ同意するものとします。

①目的

A 当行が、利用者へ預金・投資信託・ローン等の当行が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため

B 当行が、利用者により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

②情報の範囲

当社が保有する利用者の取引内容に関する情報(前記13の内容に加えて、道銀キャッシュ・クレジットカードの利用状況・ローン残高等を含むものとします。)

(2)利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当行が当社に提供することにあらかじめ同意するものとします。

①目的

A 当社が、利用者へクレジットカード・ローン等の当社が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため

B 当社が、利用者により適した商品・サービス等

の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

②情報の範囲

当行が保有する利用者の取引内容に関する情報(前記13の内容に加えて、預金・投資信託・住宅ローン等の内訳およびその残高、各種サービスの契約状況等を含むものとします。)

(3)当行および当社は前記(1)および(2)により提供を受けた利用者の情報を厳正に管理するものとし、当行および当社のみが利用するものとします。

(4)利用者が本条項に定める情報交換・利用に同意するときは、当社所定の書面により届出を行うものとします。この場合本条項を適用するものとします。

15【既存のキャッシュカード(普通預金)の取扱い・クレジットカード機能の提供を認めない場合のキャッシュカード(普通預金)の取扱い】

(1)道銀キャッシュ・クレジットカードの申込み前に、既に発行されているキャッシュカード(普通預金)は、道銀キャッシュ・クレジットカードのキャッシュカード機能を利用した以后、あるいは利用しない場合も当行所定の日に失効するものとします。この場合、利用者は速やかにキャッシュカード(普通預金)をハサミ等で切断のうえ、廃棄するものとします。

(2)当社がクレジットカード機能の提供を認めない場合、当行は道銀キャッシュ・クレジットカードの申込の内容により、当行所定のキャッシュカード(普通預金)を発行するものとします。

16【規定の準用】

本規定に特段の定めがない場合は、道銀キャッシュ・クレジットカードのキャッシュカード機能については「普通預金規定」、「総合口座規定」、「キャッシュカード規定」、「I C キャッシュカード特約」、「デビットカード取引規定」等を、クレジットカード機能については会員規約を、準用するものとします。

17【本規定の改定】

本規定が改定され、その改定内容を当行または当社の所定の方法により、利用者に通知された後に、当該利用者が道銀キャッシュ・クレジットカードを利用したときは、当行、当社は、当該利用者がその改定を承認したものとみなします。

以上
(2009年3月改定)

道銀キャッシュ・クレジットカード(道銀VISA)規定

北海道銀行
道銀カード

株式会社北海道銀行

道銀カード株式会社

お問い合わせは、お取引店まで、
お願いいたします。
〒060-0062
札幌市中央区南2条西2丁目14番地
TEL(011)241-1872(代)

2022.5 D